

短期間・短時間特例訓練の取り扱い

- 令和3年度末までの時限措置（令和4年3月31日までに開始する訓練）となります。
- 対象コースは、実践コースに限ります。
- 訓練期間は、2週間以上6か月以下となります。
- 訓練時間は、1か月につき60時間以上であり、かつ1日につき原則として2時間以上6時間以下であること。ただし、訓練期間が3か月以上であって、訓練時間が1か月につき100時間以上の訓練コースについては特例訓練に該当しないこと。
- 訓練対象者は、「主として、新型コロナウイルスの影響を受けてシフトが減少した方や休業を余儀なくされている方など、在職中で訓練時間に配慮が必要な方」となります。なお、安定所において、職業相談を通じて特例訓練の受講が就職可能性を高めるために有効と判断される離職者（通常の求職者）については、対象とされております。
- 雇用保険適用就職率基準（実践コース）が緩和され30%以上となります。
- 訓練科名は、訓練期間が2か月以下の場合は、訓練科名の末尾に「(短期間)」、1か月当たりの訓練時間が60時間以上100時間未満の訓練は「(短時間)」、双方に該当する場合は「(短期間・短時間)」となります。例) O A 事務員養成科 (短時間)
- 当該特例訓練については、分野枠及び定員の設定はありません。
- 上記以外は、通常の認定基準に該当する必要があります。